

前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例の制定について（議案第58号）

産業政策課

1 制定の理由

創業しようとする者又は創業してから間がない者（創業者）及び本市に事務所又は事業所を有する事業者（市内事業者）に対し、創業及び事業活動を支援することにより、本市の産業を振興し、もって地域経済の発展に寄与するため、前橋市創業センターを設置する。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
前橋市創業センター	前橋市千代田町二丁目7番10号

(2) 前橋市創業センターが行う事業

ア 創業及び事業活動に必要な支援に関すること。

イ 次に掲げる施設を創業者、市内事業者等の利用に供すること。

(ア) インキュベーションオフィス

(イ) 会議室

(ウ) ものづくりラボ

(エ) セミナーホール

(オ) チャレンジショップ

ウ その他前橋市創業センターの設置の目的を達成するため必要なこと。

(3) 前橋市創業センターの利用者

ア インキュベーションオフィス及びチャレンジショップを利用することができる者は、創業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 新たに事業を開始し、又は会社を設立しようとする者であって、本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行おうとするもの

(イ) 新たに事業を開始し、又は会社を設立した日から5年を経過していない者であって、本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行うもの

(ウ) その他市長が必要と認める者

イ 会議室、ものづくりラボ及びセミナーホールを利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) アの(ア)から(ウ)までの創業者

(イ) 本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行う市内事業者

(ウ) その他市長が必要と認める者

(4) 使用料

ア インキュベーションオフィス

区分		使用料（1か月につき）
パーティションタイプ	1ブース	6,600円
オフィス（小）	1室	19,800円
オフィス（大）	1室	33,000円

イ 会議室・ものづくりラボ・セミナーホール

区分	使用料		
	9時～12時	13時～17時	18時～22時
会議室	400円	500円	500円
ものづくりラボ	400円	500円	500円
セミナーホール	1,600円	2,000円	2,000円

ウ チャレンジショップ

区分	使用料（1日につき）	
	9時～17時	9時～22時
厨房を使用しない場合	2,000円	3,000円
厨房を使用する場合	3,000円	4,000円

※ インキュベーションオフィスの利用期間に1か月に満たない期間があるときは、その期間は1か月として計算する。

※ 会議室・ものづくりラボ・セミナーホールの利用者が入場料等を徴収する場合は、イに定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。

3 施行期日

令和2年4月1日